



福島第1原発事故がもたらしたものの・・・

～避難者・原発訴訟弁護団弁護士が語る避難者の現状～

6年前に起きた福島第1原発事故により、多くの避難者が、健康不安などを理由に全国各地に避難しました。こうした避難者は、困窮した生活や家族離散、世間の無理解からくる誹謗中傷に晒される生活を余儀なくされています。

事故から6年半過ぎてもインフラ等の復旧は進んでおらず、帰還の目途が立っていない地域が多くあります。また、以前のようなコミュニティを取り戻すことが不可能な地域もたくさんあります。このような避難者の苦しみや被災地の現状をよそに、政府は、避難者への完全な賠償をすることなく、避難区域の解除と帰還促進を行っています。

この現状から何が見えてくるのか…

10月10日に福島地裁で国と東電の責任を認める判決が出たばかり！避難者と原発訴訟弁護団弁護士に、避難者の現状と原発訴訟について語ってもらいます！

◆◆講師：中島 宏治 弁護士（50期・法円坂法律事務所）◆◆

中島弁護士は、中小企業の経営者からの相談を多く扱っておられ、中小企業の身近に役立つ弁護士として活躍されています。また、大連事務所（中国）の代表として、中国法務も扱っておられ、日本国内を飛び越えて、中国でも活躍の場を広げておられます。

企業法務、中国法務に加えて、公害・環境事件など、社会的な事件にも取り組まれており、最近では、福島原発賠償関西訴訟弁護団の一員として福島原発被災者支援の活動に取り組まれています。

日時：2017年11月16日（木）18時30分～

場所：大阪弁護士会 1205号 ※事前申込不要、参加費無料

★例会終了後、チルコロで懇親会あり（修習生、修習予定の方は無料！）

連絡先

弁護士 吉村 友香（京橋共同法律事務所）

TEL 06-6356-1591 FAX 06-6351-5429

E-mail: yoshimura@kyobashikyodolo.com